令和７年６月５日

東北町議会議長　　岡 山 粕 男　　殿

総務企画常任委員会
委員長　田 嶋　 悟

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第４７条の規定により報告します。

記

１　開催期日　令和７年５月２１日（水）
２　開催場所　役場議員控室
３　調査事項
（１）所管事務調査
①財政課　　・蒴出地区分収造林契約の変更について
②企画課　　・東北町過疎地域持続的発展計画の変更について

４　調査結果
本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、町側から副町長及び担当課長の出席を求め、開催しました。
調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。
以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

財政課

・蒴出地区分収造林契約の変更について

1　契約期間延長の経緯

昭和４３年に造林地所有者　東北町、造林費負担者　森林開発公団（現在の国立研究開発法人　森林研究・整備機構　森林整備センター）及び造林者　東北町森林組合の三者で分収造林契約（期間６０年）を行っている。蒴出地区分収造林について、満期（令和１０年）が近づいているが、昭和４３年に植栽したスギは順調に生育しているが、昭和６１年植栽（林齢３９年）のスギは主伐の実施には未熟である。また、昭和４３年植栽のアカマツは生育は悪くないが、林齢６０年生未満ではアカマツ材として価値はまだ高くない状況となっている。

現在、森林整備センターでは水源林造成としての森林の公益的機能の維持・増進を図るため契約期間の延長を進めている。

これらのことから、契約期間を延長することにより森林を熟成させるとともに、主伐の実施には不十分である路網の整備、また除伐・間伐等を実施し、今後の主伐に備える。

2　変更理由

（１）長伐期化による契約期間の変更

（２）様式改正等に伴う分収造林契約書の変更

（３）実行結果に基づく施業基準の変更

（４）解約による面積の変更

3　変更内容

（１）契約の存続期間

「満　６０年間」を「満　１１５年間」に改める。

（２）施業基準

①１ヘクタール当たり植栽予定本数

「すぎ３，０００本、あかまつ４，０００本」を

「スギ２，４００～３，０００本又はアカマツ４，０００本」に改める。

②植栽予定期間

「昭和４３年度から昭和４６年度」を「昭和４３年度から昭和６１年度」に改める。

③造林木の主伐の時期

「植栽後３０年次以降」を「植栽後４５年次以降」に改める。

（３）土地の表示の変更（変更後）

郡	町	字	地番	地　目	地　積（㎡）	契約面積(ha)		備考
						見込面積	実測面積	
上北	東北	蒴出道ノ下	81 番 2	山林	589,000			
〃	〃	〃	81 番 12	〃	264			
〃	〃	〃	81 番 16	〃	1,124			
〃	〃	〃	81 番 17	〃	501			
〃	〃	〃	81 番 18	〃	469			
〃	〃	〃	81 番 61	保安林	6,060			
計			6 筆		597,418			
		計	契約面積の内訳		造 林 地		52.15	
					協定除地		0.00	

【質疑】百年杉にするのかと思ったら違うようで、内容を見ていれば、分割して伐採していくような感じですが、伐採後はまた植林する予定ですか。

【回答】保安林も中に含まれておりますので、伐採後は必ず植林していくということになります。補助事業等を有効活用しながら、植林して育林していくというような流れになると思います。

企画課

・東北町過疎地域持続的発展計画の変更について

1　概要

令和３年４月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の施行により旧東北町の区域が、過疎地域の対象となったことから、町の持続的発展を図るため、東北町過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和３年度から令和７年度）を令和３年９月に策定しました。

令和４年度からは、東北町全域が過疎地域の対象となり、以降、新たな事業追加や統計資料等の加除修正により過疎計画の変更を行い、地域の持続的発展に資する施策を推進しています。

2　事業計画の変更内容等

○計画の主な変更内容

【　軽微な変更等　】

No.	変更項目	変更内容
1	既に計画されている事業内容及び備考等	事業名及び事業内容等の字句の加除修正 （東北町保健福祉センター改修工事一式などを備考欄に追加等）

【　追加事業等　】

No.	持続的発展施策区分	事業名	事業内容	担当課
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業（移住・定住）	移住・定住促進新築住宅取得支援事業	企画課
2	産業の振興	観光又はレクリエーション	マリン・シャトー改修整備事業	商工観光課
3	交通の整備、交通手段の確保	市町村道路	４３５号線改良舗装事業	建設課
4	生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業（環境）	栄団地排水処理施設解体事業	建設課
5	生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業（危険施設撤去）	公共施設等解体事業	財政課
6	生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業（その他）	洪水・津波ハザードマップ策定事業	総務課
7	再生可能エネルギーの利用の促進	過疎地域持続的発展特別事業（再生可能エネルギー利用）	再生可能エネルギー設備導入支援事業	企画課
8	再生可能エネルギーの利用の促進	過疎地域持続的発展特別事業（再生可能エネルギー利用）	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定事業	保健衛生課

【質疑】再生可能エネルギーの利用促進について、主に風力や太陽光のことを言っているのですか。

【回答】８番の今地球温暖化対策実行計画を保健衛生課で策定していますが、CO_2の排出の削減などの目標が出たときに、例えば各家庭の太陽光設置とか、車の充電とか、そういうものについて多少なりとも今後町として支援していく必要があるのではないかということで、企業のものではなくて、各家庭ということを考えて、現段階ではまだ計画の段階ですが今回載せているところであります。

【質疑】以前にハザードマップの作成についてお話しましたが、その内容はこの計画に入っていますか。

【回答】ハザードマップについては、６年度の事業で繰越し、今年度も発注している状況です。それを見越して、今後のこともありますので、過疎の事業にのせてあります。

【質疑】冊子みたいに作ると言っていたのに対し、私はポスターみたいな感じでという意見を言いましたが、そういうのも考慮されていますか。

【回答】ポスターについても、一応今その中で検討しております。

東北支所

・補正予算の概要説明

選挙管理委員会

・補正予算の概要説明

財政課

・補正予算の概要説明

税務課

・補正予算の概要説明

その他

・旭町グラウンド駐車場の無断駐車に関する対応について

旭町グラウンドの駐車場の所管課である社会教育スポーツ課に、前回の常任委員会での意見等について説明し、その後の担当課の対応について報告します。

無断駐車をしている車の所有者が勤務している会社に行き、代表の方に規則上私的かつ恒常的な理由では、町の公用地を駐車場として使用許可を出すことができないため、代替の土地を探してほしい旨を説明したところ、会社の代表者の方が近くに空き地があるので、そこに駐車できないか、土地の所有者と掛け合ってみるということでしたが、先日担当課の方で確認したところ、既にグラウンドの駐車場には駐車されておらず、近くの空き地に移動になっていたことを報告いたします。

・公用車のＮＨＫ放送受信料未契約事案について

町の公用車全 113 台を調査したところ、テレビを視聴できるカーナビが搭載された公用車が全部で 19 台、うちスクールバスが 7 台でした。他の自治体同様にカーナビにテレビ受信機能がある場合、受信機ごとに契約が必要との認識が不足していたことが原因です。

今後は、カーナビを導入する際には、特段の必要がない場合を除いて、テレビ放送を受信できないカーナビを選んでいきたいと思っています。

また、受信料につきましては、契約方法や未払い分の支払い等についてＮＨＫに問い合わせたところ、修正申告を行い、公用車の導入時期まで遡っての支払いとなるそうです。